

騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び熊本県生活環境の保全等に関する条例における特定工場等の規制区域

(表 1)

規 制 区 域	第 1 種区域	第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域
	第 2 種区域	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
	第 3 種区域	1 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 2 用途地域以外の地域（第四種区域地域を除く）
	第 4 種区域	1 工業地域及び工業専用地域 2 用途地域以外の地域のうち、山鹿東部工業団地、堂原工業団地、若宮原工業団地、高橋工業団地、駄の原工業団地及び吉井工業団地の区域

備考

- 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」及び「工業専用地域」とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域をいう。
- 用途地域以外の地域とは、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域が定められていない地域をいう。
- 「風致地区」とは都市計画法第 8 条第 1 項第 7 号の風致地区をいう。
- 無人島及び都市計画法第 8 条第 1 項第 9 号の臨港地区は、規制区域から除く。
- この告示の施行により、または用途地域が新たに定まったことにより、若しくは用途地域が変更されたことにより、適用される規制区域が変更される特定工場等（規制区域の変更の時に当該規制区域が適用される地域内に既にその敷地を有しているものに限る）のうち、より厳しい基準が適用される場合においては、当該規制区域の変更の日から 3 年間は、当該変更がなかったものとみなして従前の規制区域の基準を適用する。
- 第四種区域の欄の工業団地のうち山鹿東部工業団地、堂原工業団地、若宮原工業団地、高橋工業団地、駄の原工業団地及び吉井工業団地は、農村地域工業等導入促進法（昭和 46 年法律第 112 号）第 5 条第 3 項第 1 号に規定される工業等導入地区の区域である。

騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び熊本県生活環境の保全等に関する条例における特定工場等の規制基準

(表 1-①)

区域の区分	時間の区分		
	昼間（午前 8 時から午後 7 時まで）	朝（午前 6 時から午前 8 時まで） 夕（午後 7 時から午後 10 時まで）	夜間（午後 10 時から翌日の午前 6 時まで）
第 1 種区域	50 デシベル以下	45 デシベル以下	40 デシベル以下
第 2 種区域	60 デシベル以下	50 デシベル以下	45 デシベル以下
第 3 種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下	50 デシベル以下
第 4 種区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考

この表において、第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域は、表 1 の区域の欄に掲げる区域をいう。

騒音規制法及び熊本県生活環境の保全等に関する条例における特定建設作業に伴って発生する騒音の規制区域

(表 2)

第 1 号区域	表 1 の区分が第 1 種区域、第 2 種区域及び第 3 種区域
第 2 号区域	表 1 の区分が第 4 種区域

騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度に関する区域の区分

(表 3)

区域	区域の区分
a 区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
b 区域	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
c 区域	1 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域 2 用途地域以外の地域

騒音に係る環境基準の地域の類型

(表 4)

A 類型	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B 類型	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
C 類型	1 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域 2 用途地域以外の地域

備考

- 1 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」及び「工業専用地域」とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域をいう。
- 2 用途地域以外の地域とは、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域が定められていない地域をいう。
- 3 「風致地区」とは都市計画法第 8 条第 1 項第 7 号の風致地区をいう。
- 4 無人島及び都市計画法第 8 条第 1 項第 9 号の臨港地区は、規制区域から除く。